令和3年

熊野町農業委員会 議事録

第8回

熊野町農業委員会

令和3年第8回 熊野町農業委員会

- 1. 開催日時 令和3年10月20日(水)午前9時
- 3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀	深雪
委員	2番	福垣内	信行
委員	3番	菅尾	寛治
委員	4番	井尻	隆雄
委員	5番	立花	宏保
委員	6番	木原	哲男
委員	7番	橋川	勝則
委員	8番	空田	忠
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

 委員
 世良 正喜

 委員
 世良 次生

6. 議事録署名委員(2人)

委員2番 福垣内 信行委員3番 菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 堀野 准

 課長補佐
 諏訪本 壮太

 書記
 竹内 浩喜

会議の概要

云哉り恢安	
議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の
	規定による定足数に達していますので、ただ今から令和3年第8回熊野町
	農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名につい
	て、こちらから指名します。
	2番 福垣内委員、3番 菅尾委員を指名します。
	それでは、議事日程に従って審議に入ります。
	事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」
	を議題とします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第31号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明い
	たします。
	申請地は、萩原地区、〇〇〇〇の北側にある登記地目、畑の1筆で、
	転用目的としましては、墓地でございます。
	本案件は、8月に最適化推進委員の世良正喜委員と8月委員会の審議に
	もありました議案第28号に関する現地調査を行った際に、今回申請地が
	農地台帳に搭載されている農地にも関わらず、農地転用の許可なく墓地が
	設置されていることを確認致しました。発覚後後日、土地所有者に対し農
	地転用の申請及び他法令である墓地経営許可の申請書の提出を求め、9月
	17日付けで申請書が提出されました。今回の場合、既に墓地を設置して
	いるため、追認許可としての取り扱いとなります。追認許可の際には、始
	末書の提出を求めることとなっており、この度申請書と併せて提出があり
	ました。
	始末書によると、令和3年4月1日より当該地に墓地としての利用がさ
	れていたようです。始末書の内容にも、今後このようなことがないように
	十分注意すると申請者も理解されているようです。
	申請書の内容及び添付書類に不備、問題はなく、追認許可が可能である
	と判断しております。
	以上でございます。

議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。
	世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	10月18日に事務局と現地を確認してきました。
	申請地は、8月農業委員会での議案案件について現地調査の際に、航空
	写真上には写されていなかった墓が設置されてあったため、後日事務局に
	確認してもらったところ農地転用の許可なしに墓地を設置していること
	を確認しました。確認後、事務局から許可申請を提出するよう指導があり、
	始末書も併せて提出があったようです。
	本人も、転用の申請が必要とは知らず、今後このようなことがないよう努
	めるとのことだそうです。申請書には問題はありませんでした。
	以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議は
	ありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第1、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第2、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」を議題とします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第32号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明い
	たします。
	申請地は、萩原地区にある〇〇〇〇〇から山側へ向かった山すそで、〇
	○○○○と○○○○に挟まれた地域となる田1筆でございます。
	転用目的としましては、広島県が施工する砂防激甚災害対策特別緊急工

	7
	事において必要となる資材置場として一時的に活用することが転用目的
	とされております。今回の場合一時的に資材置場として活用する、いわゆ
	る、一時転用においては、施工後は農地に復元することが条件とされてい
	ます。
	現状は、耕作活動の状況が見られず、航空写真で確認する限りでは、数
	年前から耕作をしていないように見受けられました。そのため、資材置場
	としての利用後は、農地に戻すこと、最低3年3作は耕作するというのが
	一時転用時には誓約としてありますが、この度、申請書の提出と併せて誓
	約書の提出があり、申請者から耕作をすることの意向は確認済です。
	申請書の他、添付書類につきましても書類に不備はなく、今回の申請は
	適当であると判断しております。
	事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。
	世良正喜委員、お願いします。
世良正喜委員	場所は、先ほど事務局が説明した通りで、この度の目的は一時的に資材
	置場として活用するため申請がありました。現状は、耕作されておらず、
	休耕状態でした。申請地付近で砂防堰堤の建設作業がされており、資材置
	場として利用をしたいとのことで、場所としては、代替えがきかないよう
	でした。
	また、事務局からも説明があったように、申請書に併せて工事完了後は
	農地として3年3作は行うとの誓約書の提出もあります。そのほか申請書
	には問題ありませんでした。
	以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議は
	ありませんか。
議場	(全員:異議なし)

議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第2、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第3、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」及び日程第4、議案第34号「農地法第4条の規定による許可
	申請について」は、関連する内容となっておりますので、一括議題とした
	いと思いますが、ご異議はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第3、議案第33号「農地法第4条の規
	定による許可申請について」及び日程第4、議案第34号「農地法第4条
	の規定による許可申請について」は、一括議題とします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第33・34号の農地法第4条の規定による許可申請について、ご
	説明いたします。
	申請地は、出来庭地区、今年度新設されました〇〇〇〇〇に接道する新
	設された県道を苗代方面に向かい、東側にある田2筆でございます。この
	度申請地に隣接する道路部分の拡幅工事に伴い、一部が道路に転用、残り
	の土地については、一時的な工事用迂回路及び、資材置場として転用目的
	とされております。道路用地部分につきましては熊野町が土地所有者とな
	ります。この場合、国・都道府県・市町村が行う場合、農地転用の許可は
	不要となっております。申請地は、現在接道部分より土地が低くなってお
	り、工事用迂回路及び、資材置場として利用するために、接道部分と同じ
	高さとなるよう約1.6m盛り土を入れる計画となっております。
	現在は水はけが悪いため、休耕中とのことですが、この度盛り土を行い、
	施工後は盛り土を存置し、今後耕作がしやすいように整備し、果樹を植え
	て農地としての利用予定とのことです。農地改良の際には、改良後は最低
	3年3作が定められており、その期間は転用を行うことができないことと
	なっておりますが土地所有者から誓約書の提出がされており、この誓約書
	をもって施工後、耕作を行う意向を確認しております。

申請書の他、添付書類につきましても書類に不備はなく、今回の申請は

	妥当であると判断しております。
	事務局からの説明は、以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。
	世良次生委員、お願いします。
世良次生委員	10月18日に事務局と現地を確認してきました。
	申請地は、所有者、〇〇〇〇、出来庭〇丁目〇〇〇〇番〇については、
	現在防草シートが被されており、所有者、〇〇〇〇、出来庭〇丁目〇〇
	○○番○については、一面に人の背丈ぐらいの雑草が繁茂している状態で
	した。
	この度は、道路拡幅に伴い工事をするため、一時的な迂回路及び資材置
	場が必要とのことで申請がされております。
	この度、接道部分と同じ高さまで盛り土を行い、施工後も農地として活
	用していくとのことです。現在は、接道よりもだいぶ低くなっているため、
	盛り土を行うことで耕作がしやすい環境になると思われます。
	申請書の提出に併せて誓約書の提出があり、工事完了後、3年は農地利
	用で、他の目的に転用することができないことを了承されております。そ
	の他申請書の内容には問題がありません。
	以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、1件ずつお諮りします。
	議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご異議は
	ありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第3、議案第33号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第4、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」ご異議はありませんか。

議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第4、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第5、議案第35号「事業計画変更承認について」及び日
	程第6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請について」及
	び日程第7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について」
	は、関連する内容となっておりますので、一括議題としたいと思いますが、
	異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議が無いようですので、日程第5、議案第35号「事業計画変更承認
	について」及び日程第6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可
	申請について」及び日程第7、議案第37号「農地法第5条の規定による
	許可申請について」は、一括議題とします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第35号の事業計画変更承認について及び、議案第36、37号の
	農地法第5条の規定による許可申請について一括議題としてご説明いた
	します。
	議案第35号につきまして、議案資料のみではわかりにくい部分があろ
	うかとございまして、事前に今回の変更後の太陽光パネル設置計画図及
	び、当初計画図、申請書を資料としてお配りしております。こちらをご参
	考にしていただけたらと思います。
	説明に戻らせていただきます。まず、議案第35号事業計画変更承認に
	つきましては、令和2年7月20日の農業委員会で審議し、許可承認を得
	た川角〇丁目〇〇〇〇番地外12筆の転用計画の変更でございます。転用
	目的は従来と変わらず太陽光発電設備の設置でありました。
	今回事業計画変更の理由として3つあります。一つ目は、当初申請者で
	ある〇〇〇〇から〇〇〇〇に事業継承が行われたこと。2つ目は、太
	陽光パネル設置枚数がパネル性能の向上に伴う出力の向上と、当初設定を
	受けたパネルはすでに流通されていないことから、1708枚置く予定か

ら1040枚に減少したこと。最後に3つ目は当初計画の用地では、平面上の設置を想定しており、許可承認後、実際測量を行った結果、傾斜、高低差当を鑑みて計画実行不可能となったため、パネル枚数は減り必要面積が少なくなるのが当たり前のところですが、それだけでは賄いきれないことが判明したため、新たに今回5筆の土地を取得し、用地拡大を行うため事業計画変更申請が提出されました。

太陽光パネル設置枚数は、令和元年12月25日に経済産業省に認定された当時の1708枚から令和3年8月時点で1040枚に変更したことを経済産業省から変更承認を受けています。提出書類としては、広島県のガイドラインが示す基準を満たしており、事業計画変更については問題ないと思われます。

そして、このたび事業継承予定の〇〇〇〇〇が新規に取得することとなった5筆に関しては、農地であるため、今回事業計画変更申請書と併せて農地法第5条許可申請を提出しております。譲り渡し人である〇〇氏、〇〇氏は両者とも申請地につきましては、現在休耕中であり今後耕作を行う見込みはないとのことです。被害防除計画書によると、土地の造成等は行わず、現状の土地利用で太陽光パネルを設置するとのことです。議案第36、37号の許可申請書については、添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。

世良次生委員、お願いします。

世良次生委員

令和2年7月20日付で許可のあった、5条許可申請についての事業計画変更及び新規取得用地に係る5条許可申請書の提出でした。現地は、現在も太陽光設備の設置はなく、休耕状態でした。今回の変更で追加となる土地についても、現在耕作されている状況はありませんでした。事業計画変更の内容にもありましたが、申請地の現況は傾斜等もかなりありました。

この度5条許可申請にて新規取得用地となる土地については、譲り渡し

	人は、今後耕作の見込みはないとのことです。申請書にも問題はないと思
	われます。
	以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、1件ずつお諮りします。
	議案第35号「事業計画変更承認について」、ご異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第5、議案第35号「事業計画変更承認について」は原案
	どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」ご異議はありませんか。
議場	(全員:異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第6、議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」ご異議はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第8、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」を議題といたします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
原委員	少し聞いてみたいことがあるのですが、よろしいですか?

議長	どうぞ。
原委員	太陽光を設置したときに、反射があるじゃない?
事務局	はい。
原委員	あれは、近隣住民の許可がいるんかの?
事務局	令和2年7月20日時点、当初の計画で現在設置しようとするパネル枚
	数では、近隣住家に太陽光の反射影響を及ぼすということで、この度用地
	を拡大することで反射の影響を最小限にする計画は申請者の方からは伺
	いました。
事務局	補足として、法的な要件はございません。こうした設置を行う場合には
	必ず事業者の方に対して、近隣住民にご理解をいただくようにと説明はさ
	せて頂いています。
原委員	それはお願いだけ?
事務局	お願いだけでございます。同意をとってほしいとまでは伝えておりませ
	λ_{\circ}
原委員	わかりました。ありがとうございます。
議長	それでは続きまして、日程第8、議案第38号「農地法第5条の規定に
	よる許可申請について」を議題といたします。
	事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第38号の農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明い
	たします。
	申請地は、出来庭地区の〇〇〇〇〇から南にある近隣地、田1筆で、転
	用目的としましては、県道からの進入路としての坂路及び資材置場とされ
	ております。
	転用目的の理由としましては、県道の補償工事により付近の関係者が土
	地進入用の坂路設置依頼を行ったところ、広島県から坂路用の土地を確保
	するよう求められたため、この度転用を行いたいとのことです。坂路は一
	部町道を含んでおり、町道部分は町管理、それ以外は土地所有者の管理と
	なるそうです。
	現況は現在休耕地であり、今後も農地としての利用見込みがなく譲り渡
	したいとのことでした。

	申請書に添付されている資金計画、被害防除計画書に問題はなく、また、
	転用行為の妨げとなる権利を有する者は他におりません。申請内容に問題
	は無く、許可相当であると判断しております。
	以上でございます。
議長	ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告
	ならびに補足説明を求めます。
	世良次生委員、お願いします。
世良次生委員	10月18日に事務局と現地を確認してきました。
	申請地は、○○○○○の南側に位置する、休耕状態の土地です。申請地
	は今後、進入路及び資材置場として活用されることを転用目的とされてい
	ます。譲り渡し人は何年も前から農地としての利用は行っておらず、今後
	も耕作見込みはないとのことで譲り渡すとのことです。
	申請書に添付されている書類についても特に問題はなく、許可相当であ
	ると思われます。
	以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員:質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。
	議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議
	はありませんか。
議場	(全員: 異議なし)
議長	異議なしと認めます。
	よって、日程第8、報告第38号「農地法第5条の規定による許可申請
	について」は原案どおり承認することに決定しました。
	続いて、日程第9、報告第12号「農地法第4条第1項第8号の規定に
	よる届出について」事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第12号について、ご報告いたします。
	市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用す
	ることができることが認められております。

	本件につきましては、9月の1か月間に届出を受理したものを報告とし
	て上げさせて頂き、この度は農地法第4条の規定による届出が1件ありま
	したことをご報告とします。
	以上でございます
議長	ありがとうございました。
	以上で本日の日程はすべて終了しました。
	引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。
	次回の農業委員会は11月22日(月)に開催予定です。
	議案については11月12日(金)以降に事務局から送付予定です。
	以上をもちまして、令和3年第8回熊野町農業委員会を閉会します。